

地本は「労使間の取り扱いに関する協約」が 更新(10月1日更新)された以降も、 八戸支部事務所の便宜供与を 引き続き求めています。

地本は八戸支部組合員の労働組合活動と共済等の手続きを行う場所が保証されていない状態に対して、支社に空いていると思われる物件を数件示しながら、事務所の便宜供与を求めてきましたが、未だに新たな場所の提示がありません。

その過程において「労使間の取り扱いに関する協約」が2021年10月1日より更新されました。新たな協約では、便宜供与の組合事務所から支部の文言が削除されましたが、八戸支部の便宜供与の申請は、旧協約の中で求めてきていることから、地本は協約更新後も引き続き、新たな場所の提示を求めています。

地本は、支部や本部と連携し、八戸支部組合員の労働組合活動と共済等の手続きを行う場所の保証と、自宅での資料等の保管や作成作業、自宅や自家用車内及び民間施設を借用しての打ち合わせの解消に向けて、引き続き、鋭意努力していきます。

労働組合の活動を保証する場所の提示を求めます！